

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第18号

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立こども園条例施行規則（平成23年12月天理市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及び2号認定子ども」の次に「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この条及び第12条において同じ。）」を加え、同項の表中「月額」を「副食費月額」に改め、同条第2項中「270円」を「380円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる1号認定子どもについては、副食費を徴収しない。

（1） 生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（扶養義務者については、主としてその収入によって当該世帯の生計を維持している場合に限る。以下同じ。）の全ての者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である1号認定子ども

（2） 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合の当該負担額算定基準子ども又は当該小学校第3学年修了前子どものうち、最年長者及び2番目の年長者以外の1号認定子ども

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる2号認定子どもについては、副食費を徴収しない。

（1） 生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全ての者の市町村民税所得割合算額が57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教

- 育・保育給付認定保護者にあつては77,101円) 未満である2号認定子ども
- (2) 負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合の当該負担額算定基準子どものうち、最年長者及び2番目の年長者以外の2号認定子ども

第11条第2項中「第6条第2項各号に掲げる休園日」を「次の各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 各学期の始業式、終業式及び修了式の日
- (2) 第1学期の始業式の翌日から入園式までの日
- (3) 第6条第2項各号に掲げる休園日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の天理市立こども園条例施行規則第10条及び第11条の規定は、この規則の施行の日以後に提供を受けた給食に係る給食費から適用し、同日前に提供を受けた給食に係る給食費については、なお従前の例による。